令和5年5月25日
岐阜県中学校体育連盟

令和5年度 岐阜県中学校総合体育大会開催に向けた新型コロナウイルス感染症に関わる対応について

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日付けで、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」上の5類感染症に移行されました。また、それに伴い、「学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省例第18号）」に規定する学校において予防すべき感染症の種類等について改正がなされました。さらに、文部科学省より「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8～）」が示されました。

以上のことを踏まえ、岐阜県中学校総合体育大会開催に向けた新型コロナウイルス感染症に関わる対応については次のとおりとします。

1 選手、応援、顧問、監督、大会役員等の健康観察について

・大会当日、健康観察を実施し、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は、大会会場への入場しないことを事前に周知し、理解と協力を得る。その際、新型コロナウイルス感染症とアレルギー疾患等の症状を区別することは困難な場合もあることから、軽微な症状があることを以て、入場を一律に制限することのないよう留意する。なお、昨年まで行っていた体調管理表や行動履歴、同意書などの提出は求めない。

・大会会場で発熱等の症状が見られる場合には、安全に帰宅させる。また、受診を勧める。

2 換気の確保について

・気候上可能な限り、常時換気に努める。常時換気が難しい場合は、こまめに換気を行う。

・換気は感染拡大の防止の観点から重要であり、広く天井の高い体育館であっても、換気に努めるようにする。

3 手洗い等の手指衛生について

・外から室内等に入る時、トイレの後、昼食の前後など、こまめな手洗いに心がける。

・なお、手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に、補助的に用いられるものであることから、基本的には流水と石けんでの手洗いとする。

4 マスクの着用について

・マスクの着用を求めないことが基本となる。

・様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由により着用できない生徒等もいることなどから、マスクの着脱を強いることのないよう留意する。

・選手や競技中のマスクの着用については、競技団体による新型コロナウイルス感染症の感染防止ガイドライン等による規程等がある場合はそれに従う。

5 食事をする場面について

・食事の前後に手洗いをする。

・会食に当たっては、飛沫を飛ばさないように注意することが重要となる。

6 学級閉鎖期間中の場合の対応について

・学級閉鎖期間中に感染者以外の生徒が大会へ参加する場合は、保護者・生徒同意のもと、抗原検査キットにより陰性確認ができれば参加を認める。なお、抗原検査キットの使用は、大会当日に実施すること。2日間の大会の場合は1日目と2日目の2回実施すること。

7 その他

・試合会場への入場制限は求めない。なお、会場の規模によって制限を設ける必要がある場合は、関係者にその旨を周知し、理解を得る。

・新型コロナウイルス感染症への感染が確認された生徒の療養期間等は下枠を参考に対応する。

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）
令和5年4月28日付け、5文科初第345号」より

1 学校における出席停止の取り扱い

○新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等に対する出席停止の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とすること

○「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指すこと

○「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後一日を経過」については、発症した日や軽快した日の翌日から起算すること

○出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、該当児童生徒に対してマスクの着用を推奨すること。

○施行規則第19条第2号のただし書きの規定（「ただし、病状にとり学校医そのたの医師において感染のおそれがないと認めたときはこの限りではない。」）により、同号で示す基準より出席停止の期間を短縮することは、新型コロナウイルス感染症においては、基本的に想定されないこと

2 濃厚接触者の扱いについて

令和5年5月8日以降は、濃厚接触者として特定は行われないこととなり、従前であれば濃厚接触者として特定されていた者についても、今後は、行動制限及びその協力要請は行われないこと等を踏まえ、

・同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒等

・学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった児童生徒等のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした者

であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とする必要はないこと